

宝塚市下水道パートナーシップ
(管理・更新一体マネジメント) 事業
優先交渉権者選定基準

令和8年(2026年)6月

宝塚市 上下水道局

目 次

第1 審査の概要.....	3
1 選定の方法.....	3
2 審査会の設置.....	3
3 審査方法.....	3
4 審査結果の公表.....	3
第2 審査の内容.....	5
1 第一次審査（参加資格審査）.....	5
2 附帯事業及び任意事業に関する予備審査.....	5
3 第二次審査（提案審査）.....	5
4 優先交渉権者の選定.....	5
第3 総合評価点の算出方法.....	6
1 配点方針.....	6
2 提案書類の審査項目等.....	6
3 評価点の得点化方法.....	10

審査の概要

1 選定の方法

本事業では運営権者となる民間事業者に、維持管理や改築のほか経営管理を含めた運営全般に関する専門的な知識とともに、創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供及び事業運営が求められる。このため提案内容を総合的に評価することが必要であることから、本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2 審査会の設置

市では、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、市職員からなる「宝塚市下水道ウォーターPPP プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置している。

審査会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。

3 審査方法

第一次審査及び第二次審査の２段階で審査を行い、資格審査及び審査会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者から、募集要項等に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。市は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認の結果を通知する。申請期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格が無いとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、募集要項等に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。審査会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

市は、審査会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

4 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の決定後速やかに市のホームページへの掲載により公表する。

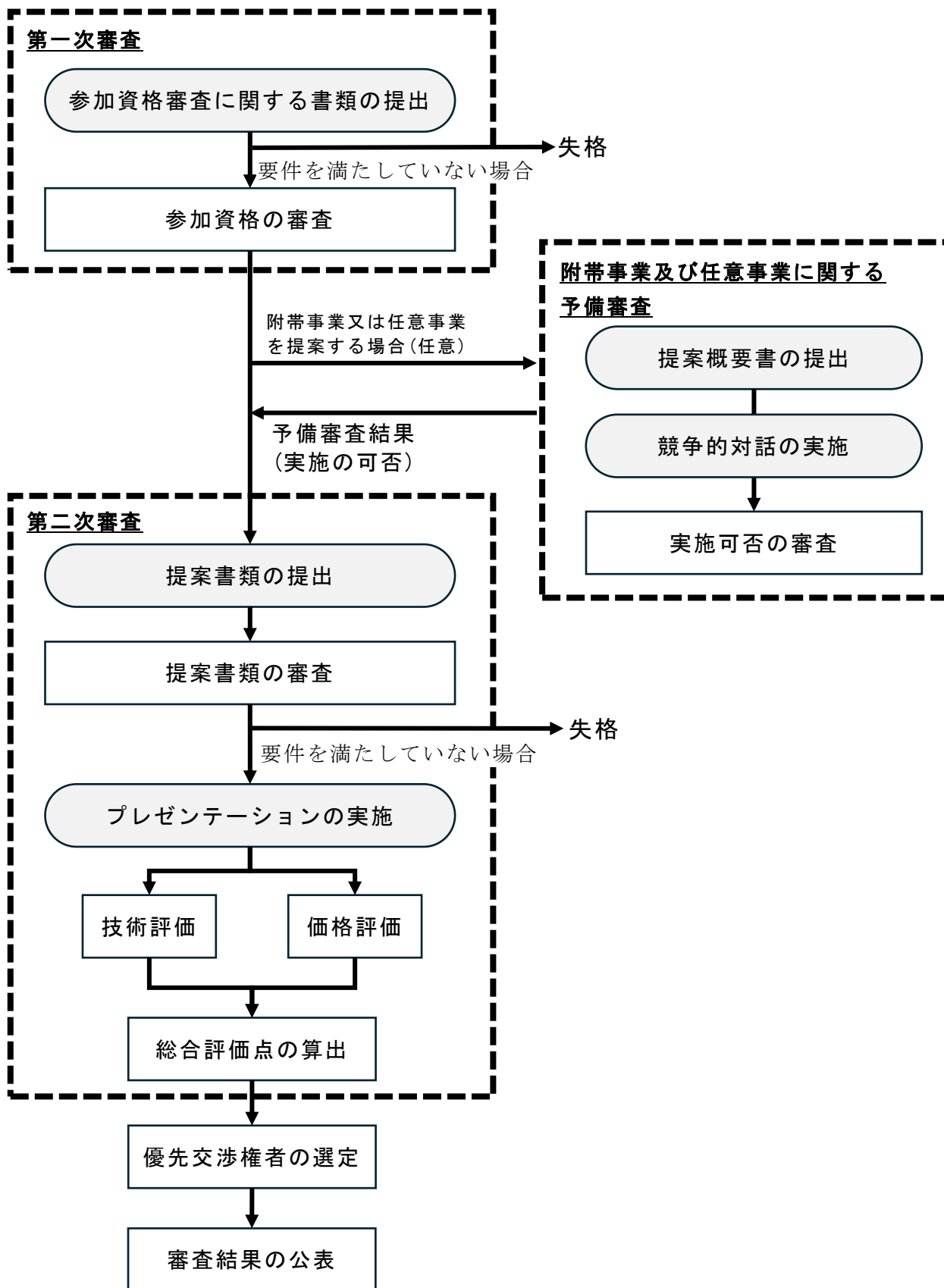


図 2.1 審査の流れ

第2 審査の内容

1 第一次審査（参加資格審査）

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者から、募集要項等に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。市は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認の結果を通知する。申請期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格が無いとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

2 附帯事業及び任意事業に関する予備審査

附帯事業及び任意事業を提案する場合は、必要書類を期日までに市に提出すること。市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、競争的対話を行い、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。なお、実施可否については、競争的対話実施後に結果を通知する。

3 第二次審査（提案審査）

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、募集要項等に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。審査会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

第二次審査は、技術評価に基づく点数（以下「技術評価点」という。）と、応募者の提案したサービス対価に基づく点数（以下「価格評価点」という。）を基に、次の式によって総合評価点を求めるものとし、総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、総合評価点が高点となる場合は、技術評価点が高い提案を行ったものを最優秀提案として選定する。

また、提案されている内容のうち、要求水準書において定めている事項について、当該要求水準を満たしていない場合は、失格とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

総合評価点の算出方法は、「第3 総合評価点の算出方法」に示す。

4 優先交渉権者の選定

市は、審査会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

第3 総合評価点の算出方法

1 配点方針

総合評価点は、提案書類の技術的内容に基づく技術評価点及び価格競争性に配慮した提案額に基づく価格評価点で構成され、その配点は、それぞれ150点及び10点を満点とする。技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点（160点満点）とする。

技術評価は、「第3 2 提案書類の審査項目等」に示す評価項目毎に行う。

技術評価及び価格評価の得点化は「第3 3 評価点の得点化方法」に基づき得点化し、その後、技術評価点と価格評価点の点数を合計した総合評価点により、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

なお、技術評価点が満点の6割に達さない提案の提出者は、最優秀提案者及び次点提案者を選定しない。

2 提案書類の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出にあたって、提案書類の審査における評価項目、求める提案及び評価の視点と配点は表 3.1 とおりとする。

表 3.1 求める提案及び評価項目と配点

評価項目		評価の視点	配点 (点)	
大項目	小項目			
1 事業の運営方針等	事業の運営方針	募集要項に示す「事業の基本方針」を踏まえ、事業者の本事業の運営方針が適切に立案されているか。	3	10
	リスク評価、管理	本事業の実施に係るリスクが適切に抽出されているか。 抽出したリスクが各業務の目標値の設定に適切に反映されているか。	4	
		リスクへの対応策(保険付保も含む)について、適切な提案となっているか。		
実績	PPP(官民連携※)事業の実績があるか。また、本事業を構成する各業務について、十分な実績を有しているか。 (PPP事業の実績がない場合には、本事業における官民連携の特徴を踏まえた方策や方策の具体的な根拠を示すこと。) ※WPPPやPFI、包括的民間委託等を含むPPP事業の実績を指す。	3		
2 実施方針	事業全体の実施方針	運営方針に基づく事業全体の実施方針が適切に設定されているか。	3	10
	義務事業に係る実施方針	義務事業を構成する各業務の実施に係る優れた視点、方針等が提案されているか。	4	
	環境対策	環境への配慮に係る具体的・効果的な提案がされているか。	3	
3 事業収支計画		収支計画における収入や費用想定等が妥当であるか 資金不足が見込まれる場合の対応等が想定されているか。	4	4
4 実施体制	実施体制、技術者配置計画	事業の実施に必要な技術者及び有資格者の人員配置計画・体制について適切な提案となっているか。構成員間の役割分担が明確になっているか。	4	12
	緊急時の緊急連絡体制、人員配備計画、本市との連携	緊急時の人員配備計画や緊急連絡体制(召集人数や時間等)について適切な提案となっているか	4	
		緊急対応における本市との連携体制や考え方が適切な提案となっているか		
持続可能な実施体制の考え方	実施体制(企業、人員)を維持するための措置や対応策が適切に提案されているか。	4		
5 サービス品質、費用対効果に係る提案	維持管理等に関する業務 (維持管理業務) (問題解決業務)	維持管理等に関する業務の方向性や効果の目標値(業務目標値:PI)が適切に設定されているか。	5	15
		維持管理時に達成すべき性能が明確に定義され、費用対効果に優れた実施方法が提案されているか。	5	
		維持管理業務や問題解決業務で実施する調査で得られた情報の活用方法や不明水の低減に寄与する具体的な施策が予防保全の観点から提案されているか。	5	
	改築に関する業務 (計画・設計業務) (管路修繕・改築業務)	改築に関する業務の方向性や効果の目標値(業務目標値:PI)が適切に設定されているか。	5	15
計画・設計時に達成すべき性能が明確に定義され、費用対効果に優れた提案がなされているか。また、設計の妥当性(会計検査対応等)が担保できる提案となっているか。		5		

評価項目		評価の視点	配点 (点)	
大項目	小項目			
	統括管理業務	修繕・改築時に性能を達成するための仕組みや、性能未達時の対応が提案されているか。また、施工の妥当性(会計検査対応等)が担保できる提案となっているか。	5	15
		業務全般のマネジメントなどの考え方、要求水準未達防止の対策や未達の場合の対応が提案されているか。	5	
		市への各業務の報告、連絡、相談方法が適切に想定されているか。セルフモニタリングの考え方、実施内容が適切であるか。	5	
		現行の台帳管理方法やその他の情報管理の状況を把握し、改善に資する具体的な提案がされているか。 事業終了後も、台帳やその他情報に関して、継続的に維持・更新できるよう、マニュアルや運用ルール、データ管理等の仕組みが具体的に提案されているか。	5	
6 地域との関連性	市内リソースの活用	市内のリソース(ヒト,モノ,カネ)を活用するための方策が具体的に提案されているか。	5	15
		市内企業(宝塚市内を本社とする企業)への業務配分や発注形態について、公平性や競争性に配慮された提案がされているか。	5	
	地域経済への寄与	地域内で経済が循環する仕組みが具体的に提案されているか。	5	
7 公共下水道事業の持続可能性や発展	DX化の推進	DXの推進による業務の効率化・高度化(クラウド管理によるシステム統一など)について、実務的かつ有効なものであり、下水道事業の持続可能性向上に資する具体的な提案がされているか。	5	10
	技術革新への取り組み	従来手法に捉われない技術革新への取り組みについて、具体的に示されるとともに、将来的な展開や発展を見据えた提案がなされているか	5	
8 技術力の継承	従事者への教育・研修	業務従事者の知識・技能等の習得・向上のための教育・研修体制及び異動への対応についての考え方が具体的かつ適切に提案されているか。	3	8
	市職員に対する技術力向上・継承に係る施策	事業者が実施する業務に関して、市職員への技術継承に係る施策(実務研修や講習会等)が具体的に提案されているか。	5	
9 災害対応力	広範囲かつ大規模な災害への対応	広範囲かつ大規模な災害に対する対応策が想定されているか。想定する災害発生時の市への協力や人員配置等、具体的な対応方法が提案されているか。	5	10
	局地的な災害への対応	市内で発生する多様な災害に対する対応策が想定されているか。想定する災害発生時での市への協力や人員配置等、具体的な対応方法が提案されているか。	5	

評価項目		評価の視点	配点 (点)	
大項目	小項目			
10	プロフィットシェアの考え方	プロフィットシェアの対象となる利益の定義及び算定方法について、明確かつ合理的な考え方が示されているか。	4	8
		プロフィットシェアが発動した場合の市への還元方法について、具体性があり、市民サービスの向上等に資する提案がなされているか。	4	
11	市民サービスの向上(住民対応業務)	市民の理解を促進するための具体的な施策が提案されているか。	4	12
		市民への対応方法や近隣住民への配慮及び周知や広報の方法について適切な提案となっているか。	4	
		市民サービスの向上に係る具体的な提案があるか。	4	
12	附帯事業・任意事業の提案 (追加提案)※	提案された附帯事業・任意事業等の計画内容は具体的か	3	6
		提案された附帯事業・任意事業等が、市のコスト削減や新たな技術の導入等に資するものであるか。	3	
合計			150	

※予備審査において実施可能と認められた提案のみを評価対象とする。なお、予備審査を受けていない提案又は該当する提案がない場合は当該評価項目の得点は付与しない。

附帯事業・任意事業については、提案数に関わらず、当該評価項目の配点は同一とする。

3 評価点の得点化方法

(1) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに表 3.2 のとおり 5 段階の評価を行い、評価項目別に点数を算出し、その合計を技術評価点とする。なお、評価項目別の点数は、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで求めて算定する。

表 3.2 技術評価基準

評価	評価内容	評価点
A	要求水準等契約内容を充足する、特に優れた技術力を有していると考えられる。	配点×100%
B	要求水準等契約内容を充足する、優れた技術力を有していると考えられる。	配点×80%
C	要求水準等契約内容を充足する、普通の技術力を有していると考えられる。	配点×60%
D	要求水準等契約内容を充足するが、当該項目について具体的かつ適切な提案が少ない。	配点×40%
E	要求水準等契約内容を充足するが、具体性や実現性について懸念される点がある。	配点×20%

(2) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、提案上限額を 0 点、提案者のうち最低提案額を満点（10 点）として、その間を直線補間した次の式により得点化する。なお、価格評価点は、小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位で求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点（10 点）} \times (\text{最低提案額} / \text{提案額})$$